

臨時福祉給付金・

子育て世帯臨時特例給付金

4月1日から、消費税率が8%へ引き上げられました。これに伴い、所得の低い人や子育て世帯への影響に配慮し、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。具体的な手続きの方法については、決まり次第、広報などでお知らせします。

臨時福祉給付金

■給付対象者

平成26年1月1日時点で鏡野町の住民で、平成26年度町民税（均等割）が課税されていない人。ただし、町民税（均等割）が課税されている人の扶養親族や生活保護を受けている人は対象外。

■給付額

給付対象者1人につき1万円

※老齢福祉年金、障害基礎年金や児童扶養手当の受給者などには、5千円の加算措置があります。

子育て世帯臨時特例給付金

■給付対象者

平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者で、平成25年分の所得が児童手当の所得制限額に満たない人。ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護を受けている人は対象外。

■給付額

給付対象児童1人につき1万円

※給付対象児童・給付対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象児童。

お問い合わせ先

鏡野町 保健福祉課 福祉係
電話(0868)54-2986

岡山県・鏡野町からのお知らせ

自動車税・軽自動車税は 6月2日までに納付しましょう

6月2日は自動車税・軽自動車税の納期限です。納期限までに納付しましょう。

領収書についている納税証明書は車検を受ける際に必要ですので、車検証入れなどに大切に保管してください。

自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の名義人に1年分が課税されます。

次のような場合には、下記にて手続きをしてください。

- 町外に住所を変更した場合
- 廃車等ですでに所有していない場合
- 所有者が変わっていても名義変更をしていない場合

手 続 き 先

自動車
125ccを超えるバイク



中国運輸局 岡山運輸支局
岡山市中区藤原24番1
(8:45~11:45、13:00~16:00)
☎ 050-5540-2072

軽自動車



軽自動車検査協会 岡山事務所
岡山市北区久米177番3
(8:45~11:45、13:00~16:00)
☎ 086-245-3600

125cc以下のバイク
小型特殊自動車
(農耕用含む)



鏡野町役場 住民税務課
鏡野町竹田660番地
(8:30~17:15)
☎ 0868-54-2985

お問い合わせ先

自動車税

岡山県美作県民局 税務部
津山市山下53番地
課税課 0868-23-1272
収税課 0868-23-1267

軽自動車税

鏡野町役場 住民税務課
鏡野町竹田660番地
0868-54-2985